

する支援、食生活指針の普及・定着等を行う食生活改善推進員等の民間ボランティアによる草の根活動に対する支援等を行った。

- (ウ) 10月に「食生活改善普及月間」を実施し、国民一人一人が食生活改善への自覚を高め、その主体的取組を促すことをねらいとした地域特性に応じた活動を推進した。

イ 食育の推進に向けた取組

食の安全と安心を確保するとともに、「食」について理解を深め、実践するための取組として、「食育」を推進するための国民的な運動を展開するため、各種媒体を通じた情報発信活動を展開するとともに以下の施策を講じた。

- (ア) 平成15年より毎年1月を「食を考える月間」に設定し、食品の生産者から加工・流通業者、消費者に至るまでの食に関わるあらゆる人々の参加の下に、「消費者の部屋」における特別展示や、地方農政局等におけるイベント開催等の食育の推進に関する集中的な取組を行った。
- (イ) 平成14年7月に「食を考える国民会議」総会を開催し、同会議が「食育」の推進に取り組めるよう規約を改正するとともに、同月及び平成15年1月に開催した「食を考える国民フォーラム」等、「食育」の推進に向けた取組に対する支援等を行った。

ウ 食料消費の改善に関する施策の充実

- (ア) 消費者相談の窓口である、農林水産本省、地方農政局、食糧事務所、独立行政法人農林水産消費技術センターの「消費者の部屋」等において、消費者からの農林水産業や食生活に関する相談に対応するとともに、消費者に対し農林水産行政のPRを行った。特に子供に対しては、農林水産本省における子ども相談電話による対応を行うとともに、社会見学等のグループ学習を積極的に受け入れた。また、農林水産本省と地方を結ぶ消費者相談情報ネットワークシステムの活用により、効率的な相談対応を図った。
- (イ) 全国に食料品消費モニターを設置し、消費者の意見・要望等を常時把握するとともに、地方公共団体の消費生活センターなどにおける消費者相談処理能力の向上を図るため、商品テスト機関連絡会議を各地域（5ブロック）において開催した。

また、独立行政法人農林水産消費技術センターにおいて都道府県消費生活センター職員等の研修及び地方公共団体等からの依頼に基づく食品等の品質及び表示に関する知識の普及のための講師派遣を行った。

エ 食品産業の事業基盤の強化

- (ア) 製造段階における技術開発の支援

- ① 食品産業が抱える諸問題に対応するため、①バイオテクノロジー分野、食品製造技術の革新のために重要なIT分野、内分泌かく乱物質等微量物質のリスクを最小限化する技術及び評価・管理する微量物質制御分野等における技術開発、②国産農産物の利用を円滑化するための、加工適性の向上、原料農産物の評価、産地判別等の共通基盤技術の開発、地域農産物を活用した高品質食品の製造技術の開発、③食品廃棄物の発生抑制、再生利用を促進する技術、食品容器等に分別不要な生分解性素材を導入・実用化するための技術開発等を支援した。

さらに、食品産業における先端技術の開発導入等、技術革新を推進するため、①排水中の窒素・リンを効率的に回収除去する技術の開発及び、排水量・汚泥発生を削減する技術、②バイオマーカー（簡易な生物指標）等を活用して食品の持つ効能を科学的に評価し、健康維持に効果のある食品の製造技術の開発等を支援した。

- ② また、引き続き食品の機能性向上技術の開発等の高品質な食品等を求める消費者ニーズへの対応、食品への異物混入事故等を背景とした食の安全・安心を求めるニーズへの対応、省エネルギー型食品加工技術の開発等環境と調和した循環型経済社会の構築への対応、食品産業における新規分離抽出技術の開発等の持続的な発展の基盤となる競争力強化への対応等の技術開発目標の具体化に向けた支援の他、多品種少量生産に対応した機器管理システムの開発等を実施した。

(イ) 特定農産加工業の経営改善に対する支援

ウルグアイ・ラウンド農業合意による関税化等に伴い、製品輸入が増加している状況に対処し、特定農産加工業者の経営改善を図るため、「特定農産加工業経営改善臨時措置法」に基づく金融・税制上の支援措置を実施した。

(ウ) 中小企業支援等業種横断的施策の促進

- ① 食料消費の変化等食品産業を取り巻く環境の変化に対応し、食品産業の経営基盤の強化を図るため、食品産業の構造転換の方向及び対応策の検討を行った。
- ② 食品の安定供給、農林水産関連企業の体質強化等を図るため、農林漁業金融公庫等政府系金融機関から、食品工業団地の形成、基礎素材型食品産業の基盤強化、食品流通近代化施設の整備、新規事業育成、農村地域工業等導入促進、新規用途事業等導入促進、水産加工業の振興等に必要な長期・低利の資金の貸付けを行った。
- ③ 農林水産関連企業における中核的事業の拡充、事業革新等の事業再構築を支援するため、「産業活力再生特別措置法」に基づく金融・税制上の支援措置を講じた。
- ④ 農林水産関連中小企業の経営革新を支援するため、「中小企業経営革新支援法」に基づく金融・税制上の支援措置を講じたほか、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」、「新事業創出促進法」に基づき、中小企業等の創業及び研究開発等の支援措置を講じた。
- ⑤ 「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」の趣旨を踏まえ、農林水産関連中小企業に係る分野調整問題について指導等を行った。
- ⑥ 「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」に基づき、労働時間の短縮の円滑な推進を図った。
- ⑦ 食品工業団地の形成の促進等により、食品工業の立地の適正化等を推進した。
- ⑧ 健康志向型新食品・食品新素材の市場を確立するための国内外情報等の調査・検討、食品産業・消費者への情報提供を行った。

オ 食品産業と国内農業の連携強化

- (ア) 食品産業が国内農産物の仕向先として国内農業と密接な関連を有していることから、食品産業と農業の双方の振興を図る観点に立ち、食品産業と農業との連携を強化し、良質な食材の安定的かつ継続的な供給、付加価値の高い商品の開発等を推進し、活力ある地域の食料供給システムづくりを行った。
- (イ) 食品産業と農業の連携強化に向け、食品製造業又は食品販売業と農業との連携を推進するため、「食品流通構造改善促進法」に基づく所要の税制・金融措置を実施した。

カ 外食産業の振興

- (ア) 外食事業者からの国産食材の利用・調達に関するニーズの発信、飲食店における消費者への食材の情報（栽培方法、産地等）の提供等を支援した。
- (イ) 外食産業において、飲食店等の食品廃棄物から製造される肥料等の特性と効果的利用方法を把握するためのシステム開発や、消費者のリサイクル意識を向上させるための外食事業者の活動支援等を実施し

た。

- (ウ) 外食事業者が国産食材の安定的仕向先として継続しうる仕組を明らかにする調査を実施したほか、外食産業における廃棄物の削減と経営基盤強化のための情報システムの活用方策の検討、地場料理店等における地域色豊かな食品の利用拡大、地域外食産業からの伝統料理等の継承、情報提供、弁当・惣菜類におけるアレルギー物質表示の推進、外食産業についての調査・研究・情報提供等を実施した。

(4) 適正な動植物検疫の実施等の推進・輸入食品監視の実施

- (ア) 植物検疫においては、輸入植物検疫の適正な実施を確保し、海外からの病害虫の侵入を防止するため、病害虫の同定診断の高度化、輸入関係者等への周知徹底、検疫実績等の情報分析・提供体制の整備等を実施した。
- (イ) 動物検疫に関しては、「家畜伝染病予防法」に基づき、海外から輸入される家畜・畜産物等を介して口蹄疫及び牛海綿状脳症（ＢＳＥ）等の伝染性疾病が国内に侵入することを防止するため、輸入畜産物の検査の高度化、海外情報の収集、分析、提供等の体制整備を推進した。
- (ウ) 海外から輸入される食品等について、海外情報の収集に努めるとともに、輸出国における衛生管理実態の把握に努め、検疫所において、違反食品である蓋然性の高い食品等につき食品衛生法に基づく検査命令を発出するほか、モニタリング検査（抜き取り検査）を行い、違反食品が国内に輸入されないように安全監視を推進した。

(5) リサイクル関係法令の普及、関係者の連携の確保等の推進等

食品産業等の事業活動に伴う環境への負荷の低減や資源の有効活用を図るため、食品廃棄物等の発生の抑制、肥料及び飼料等へのリサイクル等の促進、容器包装廃棄物のリサイクルの促進など、食品産業における環境問題に対する積極的対応を促進した。

また、食品廃棄物を大量に発生させる都市地域におけるリサイクルを推進するため、メタン発酵等新たなリサイクル用途の開拓、農業者等との連携等を促進し、これらを通じた、都市と農村が共生・対流する循環型社会の構築等を図った。

ア 食品リサイクルを通じた循環型経済社会システムの構築

環境負荷の少ない、循環を基調とした経済社会システムを構築するため、平成 13 年 5 月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に基づき、食品事業者等による食品廃棄物等の発生の抑制、リサイクル等の実施を促進した。

- (ア) 食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量を促進するため、食品リサイクル法についての普及セミナーの開催等により、国民のリサイクル意識を高めるとともに、食品リサイクル法の円滑な実施を確保するため、食品廃棄物関連事業者のリストの作成及び食品リサイクルの環境及び社会への影響に関する調査を行った。
- (イ) 地域・企業グループや、特定の品目・業種において、食品廃棄物等のリサイクルの進め方等を検討・実施し、食品リサイクルシステムの先進モデルの構築や普及・確立、マニュアル作成等を行うとともに、先進的・モデル的な食品リサイクル施設の実証的な展示整備を行った。
- (ウ) 食品廃棄物の発生抑制、再生利用を促進する技術、食品容器等に分別不要な生分解性素材を導入・実

用化するための技術開発等を支援した。

イ 容器包装リサイクル促進対策

- (ア) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の対象品目が、従来のガラスびん及びペットボトルに、平成 12 年 4 月から紙製及びプラスチック製容器包装が加えられ、併せて、これまで再商品化義務が猶予されていた中小企業者に対してその義務が拡大されたことにより、対象事業者が大幅に増大したことから、法の適正な運用を確保し、制度の普及啓発の一層の促進を図るとともに、フリーライダー（再商品化義務がありながら、その義務を果たさない者）に対する指導等を実施した。

また、資源有効利用促進法に基づく識別表示に係る普及啓発を行った。

- (イ) 再商品化義務量算定の基礎となる容器包装の利用・製造等の実態調査、特定事業者の情報システムの整備を行うとともに、セミナーの開催等による普及活動の支援を行った。
- (ウ) PETボトルの循環的利用システムを構築するため、清涼飲料業者における課題把握と対応策の検討を行うとともに、再生PETボトルの利用に関し、消費者への情報提供等を行った。

ウ その他環境対策の総合的推進

- (ア) 公害防止等を確保するための情報提供、並びに公害防止管理者等認定講習会を開催し、また産業廃棄物の適正な処理等を確保するための産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度導入の普及啓発を行った。
- (イ) 廃食用油の広範な地域を対象とした円滑な回収システムを検討するとともに、家庭からの廃食用油の回収についての普及啓発を図った。
- (ウ) 地球温暖化対策を推進するため、食品産業におけるCO₂等の排出抑制等環境自主行動計画のフォローアップを行うとともに、オゾン層保護対策を推進するため、業務用冷凍空調器からの特定フロン回収等を促進した。

3 構造転換に取り組む経営の価格変動リスクを軽減するセーフティーネットの整備

「効率的かつ安定的な農業経営」を育成するため、「育成すべき農業経営」により構造転換に向けた取組が積極的に行われるよう、価格の著しい変動による収入減のリスクを軽減するためのセーフティーネットの整備を進めた。

(1) 経営所得安定対策の具体化検討調査の実施

農産物の価格変動が、農業収入又は所得に著しい影響を与える場合に、その影響を軽減するための経営を単位とした「経営所得安定対策」について、国民の理解が得られることを基本に、地域の営農類型ごとの実態を十分踏まえつつ、品目別の経営安定対策の見直し状況を勘案しながら検討を行うこととし、その具体的仕組み、諸要素の確定等の制度設計を行うため、必要なデータや情報を収集するための検討調査を実施した。

(2) 品目ごとの取組

消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、品目ごとの政策の適切な運用を図るとともに、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経

営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を実施した。

ア 米

- (ア) 生産者の抛出と政府の助成により造成した資金を用い、自主流通米の価格下落が稲作経営に及ぼす影響を緩和するための補てん金を交付する稲作経営安定対策を実施した。

また、平成 13 年 11 月に定められた「米政策の見直しと当面の需給安定のための取組」に基づく以下の施策を講じた。

- ① 稲作経営安定対策については、生産調整の円滑な推進に果たしてきた役割を踏まえつつ、構造改革の推進の観点から、昨年の経緯を踏まえ、経営所得に係る施策の確立を検討する中で、そのあり方を検討した。
- ② 稲作経営安定対策の基準価格について、平成 14 年産以降は据置措置については、モラルハザード等の問題を回避した農家経営の安定に資するものに見直し、過去 7 ヶ年の自主流通米価格のうち最高と最低の価格を除いた 5 ヶ年の平均価格とした。
- ③ 平成 14 年産に係る稲作経営安定対策について、平成 13 年産と同様の追加の資金造成措置を講じた。

イ 麦

- (ア) 国内産麦については、需要と生産のミスマッチを解消し、需要に即した良品質麦の生産を推進するため、民間流通の仕組み等を検討した。
- (イ) 民間流通麦生産者の経営安定等を図る麦作経営安定資金について、銘柄区分等のあり方について検討するとともに、透明性の高い、客観的なルールに基づく適切な運用を図った。

以上の施策を実施した結果、平成 14 年産麦の民間流通比率が 99.8 % となり、前年に比べ 0.3 % 上昇した。

ウ 大豆

- (ア) 銘柄ごとの市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう、原則として事前に定める全銘柄共通の一定の単価を助成する大豆交付金制度について、透明性の高い、客観的なルールに基づく適切な運用を図った。
- (イ) 併せて、価格低下が大豆作経営に与える影響を緩和するため、価格低下時に、その低下額の一定割合を生産者の抛出と国の助成により造成する資金から補てんする「大豆作経営安定対策」の適切な運用を図った。
- (ウ) 災害時における経営安定を図るため、大豆共済の加入促進を図った。
- (エ) 大豆交付金対象外大豆の流通を拡大するため、無農薬栽培大豆等高付加価値大豆の生産が可能な技術の確立を図った。

エ 果樹

うんしゅうみかん及びりんごについては、生鮮果実の需給調整対策を強化するとともに、価格が大きく変動したときに、育成すべき果樹経営者の経営安定を図るための果樹経営安定対策を推進した。

オ 砂糖及び甘味資源作物

「砂糖の価格調整に関する法律」等に基づく制度の普及・定着に向けた取組を推進した。

- (ア) 砂糖生産振興資金（従来の糖価安定資金を充当）を財源として、輸入糖調整金時限的引き下げ、精製糖企業及び国産糖企業の再編・合理化対策、甘味資源作物生産コスト低減対策等の推進により、国内糖

価を引き下げ、砂糖の価格競争力の回復と需要の維持・増大を図った。

- (イ) 輸入糖等からの調整金と交付金により国内産糖への助成を行う仕組みや最低生産者価格制度を維持しつつ、需給事情等を反映した、透明性の高い、客観的なルールに基づいた適切な運用を図った。

カ 菌・生糸

養蚕農家の経営の安定等を図るため、付加価値の高い菌の生産への取組等を推進した。

キ 葉たばこ

葉たばこについては、引き続き、日本たばこ産業株式会社が、葉たばこ審議会の意見を尊重して各耕作者との売買契約において定めた種類別・品位別価格により買入れを行った。葉たばこ審議会は、「たばこ事業法」に基づき、葉たばこ価格については、生産費・物価等の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産の確保を旨として審議した。

ク 加工原料乳

生乳の再生産の確保を図るため、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」に基づき、加工原料乳について、農畜産業振興事業団及び指定生乳生産者団体を通じて生産者に補給金を交付するとともに、加工原料乳生産者補給金制度を通じて指定生乳生産者団体による生乳の一元的な集荷・販売を推進した。

また、需要者のニーズの生産者への伝達、需要の動向に応じた生産の促進、市場実勢を反映した加工原料乳の適正な価格形成の実現等を図るために、生産者団体及び乳業関係者からなる「酪農乳業情報センター」の発信する価格・需給情報に基づく公正かつ適正で客観的なルールに基づいた取引を推進するとともに、広域化された指定生乳生産者団体による生乳の受託販売・需給調整機能の改善を推進する等、新たな加工原料乳生産者補給金制度の普及・定着に向けた取組を推進した。

加工原料乳価格の低下が酪農経営に及ぼす影響を緩和するため、価格低落時にはその低下額の一定割合を生産者の拠出と国の助成により造成する資金から補てんする加工原料乳経営安定対策の適切な運用を図った。

ケ 食肉等

- (ア) 指定食肉（牛肉・豚肉）については、「畜産物の価格安定等に関する法律」の適正な運用により、価格の安定を図った。
- (イ) 肉用子牛生産の安定を図るため、「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、肉用子牛について、その平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に都道府県肉用子牛価格安定基金協会を通じて、生産者に補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度を実施した。
- (ウ) ブロイラーについては、需要に見合った計画的な生産の指導を行い、需給及び価格の安定を図った。

コ 鶏卵

- (ア) 鶏卵については、国、地方公共団体等を通じて需要に見合った計画的な生産の推進を図るとともに、卵価安定基金の補てん準備金の造成を行った。
- (イ) 採卵鶏素びなの生産出荷については、その動向の的確な把握に努め、需要に応じた合理的・計画的な生産出荷を推進した。

4 輸入増加等に対応した生産・流通構造改革

輸入増加により、国際競争力の確保が求められる野菜等について生産・流通の両面から、産地の実情に応じ

た構造改革を重点的に支援した。

(1) 各産地における取組方向に応じた集中的構造改革の実施

ア 野菜の構造改革対策

近年、野菜の消費量が減少する一方で、安価な輸入野菜の増加により、野菜価格は低落している。こうした中で、野菜の自給率は低下し、野菜農家の減少・高齢化が進行している。

今後の野菜政策の課題は、輸入増加等の現状を踏まえ、従来の施策を抜本的に見直し、国際競争力のある体質の強い国内生産・流通体制を早急に確立するため構造改革を進め、食料の安定供給等の観点から、将来にわたって国内の野菜生産供給体制を早急に構築することである。

このため、平成13年8月に「野菜の構造改革対策」をとりまとめ、本対策に沿って以下の施策を実施した。

(ア) 輸入の急増によりセーフガードを暫定発動したねぎやトマト、ピーマン等の監視品目を主対象としつつも、それ以外の野菜も含めて国際競争力のある国内産地の育成を図るため、平成13年8月に以下の3つの戦略モデルを示したところである。

- ① 例えばねぎの場合、輸入品（中国産）の約2倍になっている国産品の小売価格（198円）を、消費者が国産品を選好するとしている輸入品の3割高（130円）程度まで低減するため、生産・流通コストの3割削減を目指す低コスト化タイプ、
- ② 実需者ニーズに応えつつ、安定した経営を確保するため、定時、定量、定価、定質による契約取引を継続して行うことを目指し、低価格での供給に力点をおく場合は、生産・流通コストの3割以上の削減を目標とする契約取引推進タイプ、
- ③ 立地条件により大幅なコスト削減が難しい産地や都市近郊産地等において、地域特産品種、有機野菜等消費者ニーズに対応した高付加価値化であって、コストは現状またはそれ以下を目標とする高付加価値化タイプ

(イ) これを参考として、13年度より、各産地において、産地自らが地域の特性や状況に応じて産地改革計画の作成に着手しており、3年から4年間程度で計画を実行している。

(ウ) 取組方向を明確化した産地に対して、引き続き集中的な支援をした。

イ いぐさ・畳表の構造改革対策

いぐさ・畳表については、安価な輸入品の急増により、畳表の国内産価格は低迷しており、農家経営や地域経済に大きな影響を与えている。

今後、輸入品との競争に勝ち残っていくためには、国内産地自らが、生産から流通・消費にわたる各種取組を行うことにより、構造改革を実施することが必要である。

このため、平成13年8月にとりまとめた「いぐさ・畳表の構造改革対策」に基づき、高品質畳表の生産に重点を移し、輸入品と徹底した差別化を図ることを基本に国際競争力のあるいぐさ産地の育成を図った。

(2) 野菜、果実等の流通の高度化・効率化推進

ア 国際競争力のある生産・流通体制を確立するため、以下のような施策を講じた。

(ア) 革新的技術等による生産コストの削減等

- ① ねぎ調製ロボットや重量野菜を中心とした機械化一貫体系の導入により大幅な省力化を図った。

- ② 出荷労働の軽減を図るため、ばら出荷や通いコンテナ等を普及した。
- ③ 低コスト耐候性ハウスの導入を図るとともに、併せて、かん水、施肥等の自動化装置等を導入し、省力化によるコストダウンを図った。
- ④ 消費者の健康・本物志向に対応した有機野菜等高付加価値化への取組を支援するため、減農薬・減化学肥料栽培や地域特産品種の導入、インターネットを通じた品質情報等の消費者への提供等を行った。
- ⑤ 機械化が遅れている作業に係る機械の開発、省力化や高品質化のための品種育成や栽培技術の開発を推進した。
- ⑥ 構造改革を加速するため、農業資材の新製品の導入、品質向上のための種子導入等、生産・流通体制の改革につながる活動を助成した。

(イ) 野菜の生産基盤整備

国際競争に耐えうる野菜生産体制の確立のため、生産対策と連携しつつ、平成 16 年度までの期間に、産地強化を図る弾力的な基盤整備と高性能機械等の導入を一体的かつ緊急的に実施している。

(ウ) 多元的で効率的な流通システムの実現

野菜の小売価格の 7 割は流通コストであり、国際競争力のある国産野菜の供給のためには市場を経由する多段階流通システムを改革し、多元的で効率的なシステムを実現するため以下の施策を講じた。

① 実需者のニーズに適合した契約取引の推進

我が国の野菜需要の 55 %を占めている業務用需要に対して、現在国内産地がこれに十分対応できていないこともあり実需者は輸入への依存を強めている。このような状況を踏まえ、実需者の求める定時、定量、定価、定質での供給に応える契約取引を推進するため、以下の施策を講じた。

- a 野菜価格安定制度の改正をし、農協や大規模生産者と加工、外食、量販店等の実需者との契約取引の際に、定量契約において作柄変動による減収の際に契約取引を確保する経費の補てんをする等を内容とする「契約野菜安定供給事業」を創設した。
- b 生産者と実需者とが直接話し合う場の提供、仲介を行うコーディネーターの育成等により、産地・実需者間のネットワークを全国的かつ広範に創出し、実需者への周年安定供給を図るための産地間の連携によるリレー出荷体制を整備し、消費地における物流拠点の整備等を支援した。

② 通い容器、IT等を活用した効率的な流通システムの確立

消費者への産地直送、IT（情報通信技術）を活用した新たな取引関係の構築等多元的で効率的な流通システムを実現するために以下の取り組みを実施した。

- a 生産・流通関係者による生鮮EDI（電子データ交換）標準を活用した具体的な低コスト流通モデルの開発・実証プロジェクトを推進した。
- b 通いコンテナの普及のネックとなっている回収システムを開発・確立するとともに、ばら流通・ばら販売を促進した。
- c 産地規格簡素化に関するガイドラインを普及し、生産者団体による規格の簡素化・共同化を推進した。
- d 野菜・果樹等の生鮮農産物について、ITを積極的に活用した産地サイドと消費サイドの情報交流、商取引の環境整備を行い、消費者ニーズに対応した生産・供給とともに流通コストの低減を推進した。

③ 情報提供

これまで各種団体や企業に分散していた野菜に関するあらゆる情報を一元的に収集・整理、データー

ベース化することにより、生産者、消費者、実需者等が必要なデータをリアルタイムで入手できるシステム構築の取組を行った。

イ 構造改革の一環としての野菜の消費構造改革に向けた取組等の推進

野菜の摂取不足による健康への悪影響に対する理解を深めることを通じ、野菜消費量の増加、野菜摂取の習慣化等を図るため、全国的な啓発運動の推進、教育の場等を通じた栽培・収穫・消費体験等への取組の支援、小売店頭での消費者の適切な商品選択に資する情報の提供等を行う。また、従来の施策を見直し、官民が一体となった推進体制を構築し、若年層を主対象にした健康・教育の観点からの訴えかけを強力に展開した。

(3) 野菜価格安定制度の見直し

近年における野菜の輸入増加等を踏まえ、国際競争にも対応することのできる国内生産・流通体制を確立するとの観点に立って、野菜の構造改革を推進している所であるが、その一環として、野菜価格安定制度について拡充を図ることとし、次のような見直しを行った。

ア 加工・外食用等の契約取引の推進

先述したとおり、生産者と実需者が契約取引を行う際のリスクを軽減し、契約取引を推進するため、作柄変動による減収の際に契約数量を確保するための補てんを行う等を内容とする「契約野菜安定供給事業」を創設した。

イ 指定野菜事業・特定野菜事業の拡充

生産者にとってセーフティネットとしての機能を果たす本制度のカバー率を向上させるため、本制度の対象である指定野菜・特定野菜についての様々な要件を緩和することにより、より多くの野菜産地・生産者が制度に加入することができるようにした。

ウ 需給調整機能の強化

主な野菜の需給の安定を図るため、野菜について国が供給計画作成指標を作成・公表し、生産者・生産者団体が適切な需給見直しに基づいて計画的な生産出荷をすることができるようにした。

(4) 生産努力目標達成に向けた農業生産の総合的振興、生産と消費の連携の強化

ア 耕種と畜産との連携等の強化による農業生産の総合的な振興

「食料・農業・農村基本計画」に示された国内生産の展開方向に即して、耕種部門と畜産部門の連携強化等により、作物ごとの生産努力目標の達成のための生産・流通に係る諸課題の解決、効率的で生産性の高い畜産経営体の育成、有機性資源の適正処理・循環利用の促進等に必要な対策を総合的に実施した。

(ア) 作物ごとの生産努力目標の達成に向けた総合的な生産対策の実施

土地利用型作物、果樹、野菜等の各作物ごとの生産努力目標の達成に向け、生産・流通等に係る諸課題の解決に必要な対策を総合的に実施した。

① 高度な産地体制の構築の推進

担い手を中心とした生産から流通までの一貫した高度な産地体制を構築するため、合理的な作付体系の導入、共同利用施設を核とした担い手への農地・作業の集積、機械化一貫体系の普及・定着等を推進した。

② 消費者・需要者との連携の促進

生産者と消費者・需要者等との連携体制の構築や、特色ある製品の開発・生産等を推進するため、消費者・需要者ニーズの把握、産地ブランド化等に向けた特別の品種の導入や栽培方法の統一、地場産の農産物を活用した新製品の開発、実証等を推進した。

③ 新品種・新技術の導入の推進

生産の向上等に大きく寄与し、技術革新の鍵となる技術・品種の実証による早急な普及・定着を図るとともに、地域段階における自主的な技術及び品種開発を促進するため、品質の安定化のための新技術や加工適性の優れた新品種の普及等を推進した。

(イ) 畜産振興のための総合的な施策の推進

効率的で生産性の高い経営体の育成を図るため、意欲ある農業者等の創意工夫を生かしつつ、地域の特性に即し、生産から流通・消費に至る地域の畜産振興のための施策を総合的に実施した。

① ゆとりある生産性の高い畜産経営の育成・確保

基本計画及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を踏まえ、日本型畜産経営継承システムの構築を推進するとともに、肉専用種繁殖基盤の拡大、リース方式による生産技術高度化機械の導入促進、地域畜産支援組織の効率化、生産技術高度化のための施設の整備等を支援した。また、協業による法人設立と経営安定に向けた指導及び施設整備等により地域の核となる法人経営体の育成を一層推進するとともに、協業法人経営体が離農跡地の施設等を整備して元実習生等の新規就農者にリースする方式を創設し、新規就農を支援した。さらに、消費者の畜産に対する理解を深めてもらうため、学童等を対象とした家畜とのふれあいや搾乳作業体験等の取組を推進した。

② 自給飼料の増産

「飼料増産推進計画」の達成に向け、関係者が一体となった飼料増産運動を展開しつつ、自給飼料増産のための総合的な条件整備、飼料増産に向けた意欲的な取組への支援を行うとともに、近年、遺伝子組換え体の混入のないとうもろこし生産の拡大を求める声が高まっていることを踏まえ、単収の向上効果が高く、かつ遺伝子組換え体の混入のない国内育成品種による青刈りとうもろこし等の普及対策、及び中山間地域の飼料作付面積拡大のための未利用地の畜産的土地活用対策を実施した。

③ 家畜改良増殖の促進及び畜産物等の安全性の確保

「家畜改良増殖法」等に基づく「家畜及び鶏の改良増殖目標」に即して、能力検定の実施による産肉・泌乳能力等の高い種畜の選抜・利用、導入等を推進するとともに、新たに肉用牛における増体能力や飼料利用性に優れた肉用牛群の整備・改良及び分割卵技術を用いた検定方式の導入、豚における遺伝的能力評価の実施における効率的な改良・選抜・利用を推進した。さらに、搾乳ロボットや家畜個体識別システム、受精卵移植、DNA解析等飼養管理、育種、繁殖に係る新技術の開発・実用化を推進するとともに、新たにDNAマーカーの育種への活用手法の検証や肉用牛肥育における稲発酵粗飼料の利用拡大を推進し、これらを利用することによって地域の畜産生産基盤を強化し地域の個性ある活性化を図った。

安全性の確保対策については、口蹄疫等海外悪性伝染病の病性鑑定を迅速・的確に実施するための体制の整備を推進した。また、飼料の安全性の確保の一層の充実を図るため、未承認の遺伝子組換え飼料の混入や肉骨粉等の牛用飼料への混入の防止体制を強化するための監視体制、情報収集体制等の整備を推進した。

④ 畜産物の流通対策

乳業の再編・合理化を推進するとともに、乳業施設・基幹的食肉センター等における衛生管理体制の徹底を図った。

(ウ) 耕種と畜産との連携等の強化

地域の資源を最大限に活用した国内農業生産の維持・増大を図っていくため、耕種と畜産との連携を一層強化し、有機性資源の循環利用、合理的な土地利用、労働力の活用、地域の創意と工夫による生産体制の構築等に必要な対策を総合的に実施した。

① 家畜排せつ物等有機性資源のリサイクルの推進

環境と調和のとれた農業生産の確立を図るため、耕種分野と畜産分野それぞれの環境関連対策を新たに一本化し、家畜排せつ物、作物残さ、稲わら等の有機性資源のリサイクルと土壌・作物条件に応じたたい肥の利用、緑肥作物の導入等による土づくりの一層の推進、持続性の高い農業生産方式の導入を促進した。

② 消費者・食品産業と連携した生ゴミ等のリサイクルの推進

農業者と消費者、食品産業とが連携強化し、食品残さ、生ゴミ等のリサイクルシステムの確立を図るため、都市及びその周辺から発生する生ゴミ等のコンポスト化、食品残さの飼料化、食品廃棄物の効率的な収集処理・高度利用等を推進した。

③ 耕種作物を活用した粗飼料生産の推進

水田における飼料作物や稲発酵粗飼料の生産、稲わらの利用等に対する取組を推進することとし、耕種農家と畜産農家の利用供給契約の締結を円滑に推進するための推進員の配置や、生産ほ場残さや水田における飼料作物の収穫・調製等の生産体系の整備、稲わらの収集・利用体制の整備等を推進した。

④ 総合コントラクターの育成による担い手支援の推進

担い手の規模拡大等に伴う労働ピークの調整、高齢化等に伴う労働力不足に対応するとともに機械の有効利用を図るため、稲発酵粗飼料用の稲生産、稲わらの供給、たい肥の農地還元等の農作業の外部位等を推進するための耕種部門と畜産部門の多角的農作業を行う総合コントラクター（農作業請負組織）の育成を推進した。

⑤ 地域提案に基づいた品目の自由な組合せによる独自の生産体制の構築

多様化する消費者や実需者のニーズに柔軟に対応できるよう、自然、地形等の地域の立地条件や、人材、耕種、畜産、食品産業等の地域資源等の地域の持つ力を最大限に発揮した独自の生産体制を構築するため、地域提案に基づき、農産物のみならず畜産物をも含めた品目の自由な組合せ等による消費者・実需者ニーズ対応型の生産体制の構築を支援した。

イ 水田を中心とした土地利用型農業の活性化に向けた取組

農業の持続的な発展とそれを通じた食料の安定供給の確保を着実に推進するため需要に応じた米の計画的生産と水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を柱とする総合的施策を講ずることにより、安定した水田農業経営の確立を図った。

(ア) 水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産

① 水田農業振興計画において定めた水田における米、麦、大豆、飼料作物等の各作物の作付面積とその団地化、担い手への土地利用の集積、水田の高度利用、生産技術等に関する目標の達成に向け、地域の生産者、市町村、生産者団体等の関係者が一体となった取組を推進した。また、水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を図る「経営確立助成」及び地域の自主性を生かしながら米の計画的生産と

水田の有効活用を図る「とも補償」等からなる「水田農業経営確立対策」を実施した。

- ② 水田農業の確立を図るため、品質や栽培特性に優れた品種の開発及び高位安定生産のための栽培技術の開発を促進した。

(イ) 地域における水田農業の振興

米の計画的生産を確実に実行するとともに、麦、大豆等の生産の定着・拡大に向けて一定の水準を満たした水田農業振興計画を策定している地域に対して、基盤整備、技術経営指導等を重点的に実施した。

- ① 水田汎用化のための基盤整備と一体的に、麦・大豆・飼料作物の産地形成に向けて土地利用集積等を推進する事業を実施した。
- ② 地域農業改良普及センター段階による地域ごとの栽培技術・経営指導マニュアルの作成及びこれに基づく実証指導等を推進した。

ウ 種子・種苗対策の推進

- (ア) UPOV（植物新品種保護国際同盟）条約の発効に伴う品種登録の審査基準の国際統一の動きに対応した我が国の審査基準の見直し、UPOV加盟国との審査協力の積極的推進等により、審査期間の短縮化、優良品種の開発・普及の促進等を図り、種苗産業の活性化を通じて国内農業生産力を維持・強化した。

- ① UPOVの一般審査指針の改定にあわせ、我が国の一般審査基準及び特に重要度の高い作物の審査基準について国際基準への統一を推進した。
- ② 従来の審査基準では判定できない特性を有する新品種の出願に対応するため、これら特性を判定するための審査基準の見直しを行った。
- ③ UPOVの審査ガイドラインに、アジア地域の栽培植物の実態を反映させるため、野菜に関するUPOV技術作業部会を我が国で開催した。
- ④ アジア諸国における植物品種保護制度の確立・運用を支援するため、UPOVが行うコンサルティング活動等当該制度の普及確立・運用支援活動に対し拠出を行った。

- (イ) 品種登録制度の円滑かつ効率的な推進を図るため、出願手続き等の業務処理の電子化、自動化等により品種登録事務処理体制の充実を図った。

- (ウ) 良質、多収、耐病虫性等に優れ、かつ低コストの優良種苗の安定的供給及び適正な流通を推進するため、バイオテクノロジー等の各分野における先端技術を活用し、種苗の生産から流通に至る各行程における業際的な技術開発を行った。

- (エ) 農産物流通の国際化に対応するため、海外野菜種子流通・作付調査及び遺伝子組換え種子に関する海外生産・流通状況調査を行った。

- (オ) 主要農作物（稲、麦及び大豆）の種子について、品質向上と安定的な生産供給体制を確立するため、研修会の開催等指導推進体制を強化するとともに、種子乾燥調製施設や品質向上施設等の整備を推進した。

- (カ) 飼料作物について、優良種子の安定的な供給と普及を図るため、採種体制の整備及び関係機関が連携した奨励品種の選定・普及を促進した。

- (キ) 試験研究を行う独立行政法人等が育成した優良な農作物の系統について、命名、登録及び公表を行う等により、その普及を図った。

(5) 品目ごとの取組

ア 米

生産性の高い営農の展開と国産米の安定供給体制の強化

- (ア) 同一ほ場で栽培され、共通の農業機械・施設が利用されることの多い稲・麦・大豆を一体として捉え、担い手を中心とした効率的な生産体制の構築と合理的な作付体系の導入・定着を図るとともに、低コスト化・省力化に資する水稻直播栽培技術等の実証・普及を積極的に推進した。
- (イ) 生産基盤の整備が進んだモデル的な地域において、複数産地の連携等による広域的な出荷体制の構築を図るとともに、中山間地域等においては、立地条件を生かした特色ある生産や産地加工の導入等を通じ付加価値の高い稲作を推進することにより、多様化する実需者・消費者ニーズに対応し得る安定的な供給体制の強化を図った。

また、農地流動化部局との連携により、担い手への農地・作業の集積を進めつつ、規模拡大に対応した営農技術体系の確立を図るとともに、都道府県の農業経営の展望に即した効率的な技術体系、機械化体系を実経営規模で実証する「先導的営農地区」の育成を促進した。

イ 麦

麦については、生産努力目標の達成を図るため、品質向上に向けた取組の推進により実需者のニーズに対応した良品質な麦を安定的に供給することを基本として、担い手の育成及び経営規模の拡大や生産流通条件の整備等を通じ、生産性の向上に向けた取組を推進した。

- (ア) 実需者のニーズに対応した品質の向上

実需者、生産者、普及組織、行政等から構成される産地協議会において、産地ごとに設定している品質向上等の目標の達成に向け、農協等による産地ごとの品質向上栽培マニュアルの作成、農家毎の品質分析、さらには分析結果に基づく栽培技術の改善等、高度な品質管理システムの構築に向けた取組等を全国の産地において推進した。

- (イ) 実需者のニーズに対応した高品質品種の育成・普及

① 「麦類良質品種実用化・普及促進協議会」において品種の開発段階から実需者等による品質の評価を行い、実需者等のニーズを踏まえた早生・高品質な品種を開発しているところであるが、日本麺用高能力品種やパン用、中華麺用等特定用途向け品種の育成等を行う「食料自給率向上のための21世紀の土地利用型農業確立に関する総合研究」を推進した。また、消費者・実需者等に新品種を中心とした国産小麦の良さを理解してもらうことを目的に、独立行政法人農業技術研究機構の主催により、講演会「国産小麦のパンを楽しむ集い」を開催し、新品種の紹介及び新品種を使って製造したパンの試食会等を実施した。

② 試験研究機関、普及組織、行政、生産者、実需者等が一体となって、品種の特性を十分に発揮し得る栽培技術の確立を図りつつ、新品種の普及を強力に推進するとともに、実需者等による実用規模での製粉・加工適性等の評価や製品の試食会等を通じた消費者等の評価を実施した。

- (ウ) 担い手を中心とした効率的な生産体制の整備

① 産地協議会において、産地ごとに、麦を含めた土地利用型作物を一体として捉えた生産性向上・担い手育成等の目標を明確化するとともに、その達成に向け、農地流動化部局との連携の下、担い手への農地・作業の集積のあっせん・調整、規模拡大に対応した営農技術体系の確立等農協等による担い手の育

成や規模拡大に向けた取組を支援した。

- ② 大区画ほ場の整備や排水条件の整備等の土地基盤整備や汎用コンバイン、大規模乾燥調製施設等の機械・施設の整備を推進した。

(エ) 合理的な作付体系の確立等による麦生産の定着・拡大

収穫期の雨害の回避や、作期競合の軽減による合理的な作付体系の確立に資するため、現地試験ほ等の設置により、作期前進化体系、不耕起播種等の作期競合回避技術等新技術の実用化・普及を促進した。

(オ) 需要に即した良品質麦の生産の推進

- ① 需要と生産のミスマッチを解消し、需要に即した良品質麦の生産を推進するため、民間流通の仕組みをはじめとして麦対策のあり方について検討した。また、生産者の経営安定等を図るための「麦作経営安定資金」について、銘柄区分等のあり方について検討するとともに、透明性の高い、客観的なルールに基づく適切な運用を行った。

- ② 麦共済に導入された災害時の品質低下に伴う収入減にも対応し得る災害収入共済方式の円滑な普及・定着を図った。

(カ) 麦の需要拡大

国産麦の需要の拡大を図るため、「地産地消」の視点に立って、消費者・実需者との連携による地場産麦を利用した加工品の開発・利用促進のための活動や総合的学習との連携・協力の下での体験ほ場の設置等を通じた地場産麦に対する消費者等の意識啓発等、地場産麦の需要拡大に向けた取組を図った。

なお、平成 14 年産の生産量は、作付面積の増加、上記の取組の推進等に加えて、一部地域を除き、生育期間を通じておおむね天候に恵まれたことから、4 麦計で前年を 15 % 上回る 105 万トンとなった。

ウ 大豆

実需者のニーズを踏まえて、品質や生産性の向上に取り組む生産者が報われ、実需者も希望してこれを求める状況を創出し、国産大豆生産の確保と農家経営の安定を図るため、以下の施策を推進した。

(ア) 担い手を中心とした効率的な生産体制の整備

- ① 集落の話し合いによる団地化の推進や農地の集積等により大規模農家・生産組織の育成を図った。
- ② 土地基盤の整備や地域の実態に応じた機械・施設の導入を図った。
- ③ 麦・大豆体系等による土地利用の高度化を推進するため、耕起・施肥・播種同時作業や効率的収穫作業など作期競合回避技術の確立を図った。
- ④ 広域集荷や共同選別等の推進による出荷ロットの大型化・均質化を図った。
- ⑤ 農地流動化部局との連携により、担い手への農地・作業の集積を進めつつ、規模拡大に対応した営農技術体系の確立を図った。
- ⑥ 産地における品質分析結果に基づいた栽培技術指導の徹底を図った。

(イ) 実需者との連携強化等

- ① 生産者及び実需者で構成する「国産大豆協議会」における情報交換の緊密化を図るとともに、生産者団体が主催する「大豆の需給・価格情報に関する委員会」を通じた需給・価格情報の分析と生産者に対する的確な伝達、系統等の産地情報発信体制の整備等を推進した。
- ② 生産者・実需者間の安定的な取引関係の構築に向け、市場開設者と売り手の完全分離や入札結果の公表等による入札取引の一層の透明化・適正化について適切な運用を図るとともに、相対取引・契約栽培の拡充等による取引形態の多様化を推進した。

(ウ) 実需者ニーズの生産者への的確な伝達とそれを踏まえた生産の推進

- ① 銘柄ごとの市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう、原則として事前に定める全銘柄共通の一定の単価を助成する大豆交付金制度の透明性の高い、客観的なルールに基づく適切な運用・関連対策の見直し等を図った。
- ② 併せて、価格低下が大豆作経営に与える影響を緩和するため、価格低下時に、その低下額の一定割合を生産者の拠出と国の助成により造成する資金から補てんする「大豆作経営安定対策」につき、透明性の高い、客観的なルールに基づく適切な運用を図った。
- ③ 災害時における経営安定を図るため、大豆共済の加入促進を図った。
- ④ 大豆交付金対象外大豆の流通を拡大するため、無農薬栽培大豆等高付加価値大豆の生産が可能な技術の確立を図った。

(エ) 安定生産技術の確立・普及

大豆の作柄の変動が大きく生産の定着を阻害する要因ともなっていることを踏まえ、地域の土地条件や気象災害等に対応した排水技術・安定栽培体系等安定生産技術の確立・普及を図った。

(オ) 実需者のニーズを踏まえた優良品種の育成・普及及び良品質大豆の安定生産のための技術の開発

- ① 「食料自給率向上のための 21 世紀の土地利用型農業確立に関する総合研究」を実施し、各種の病害虫や冷害等への耐性や機械化適性を備えた地域別良質品種の開発を推進した。
また、平成 14 年 6 月には、大豆の収量 300 kg/10a、高品質（Aクラス）の生産を実現する総合的な栽培技術を開発し、水田大豆の定着を図るため、独立行政法人農業技術研究機構中央農業総合研究センターに「大豆 300 A 研究センター」を設置するとともに、各地域農業研究センターに「大豆研究チーム」を配置した。
- ② 試験研究を行う独立行政法人、実需者、生産者団体、行政等が一体となり、新品種の品質評価を実施する体制を構築し、新品種候補の品質評価を実施した。

(カ) 大豆の需要拡大

- ① 国産大豆協議会等を通じて、消費者に対し、大豆の機能の普及・啓発を図るとともに、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（以下「JAS法」という。）に基づく加工食品の品質表示基準の普及・啓発を図ることにより国産使用表示ルールの定着を進めた。
- ② 「地産地消」の視点に立って、学校給食等への導入、農協等による地場加工への取組を推進するとともに、「総合的学習の時間」との連携・協力の下で栽培体験ほ場の設置、加工体験教室の開催等を推進した。
- ③ 食品産業と農業の継続的な直接取引を促進するとともに、大豆たんばくの利用等伝統食品分野以外における新規需要の開拓を図った。

(キ) 大豆の生産量は近年増加傾向にあり、平成 14 年産については、作付面積は 15 万 ha と前年より 4 % 増加となったが、東北や北陸の一部で収穫期の長雨により収穫できない地区があったことから、生産量は 27 万トンとなった。また、1 人当たり食用大豆の供給については平成 13 年度で 6.6 kg となっている。

エ 果樹

平成 12 年に策定された「果樹農業振興基本方針」に即し、需要に見合った国内生産の確保と需給安定を図るため、以下の施策を推進した。

(ア) 国産果実の需要の維持・増大

「食生活指針」「健康日本 21」を踏まえ、果実のある食生活を定着させるために、科学的知見に基づく果実の健康機能性等の正しい情報を提供し果実の消費拡大に結びつけていく全国統一的な運動「毎日くだもの 200 g 運動」の更なる拡大を図った。また、児童・生徒の食生活の一環である学校給食への果実等の導入の促進を行った。

(イ) 需要動向に即した国内生産の維持・確立

果実及び果実製品の需給の安定を図るため、果実の計画的な生産・出荷等を推進した。特に、うんしゅうみかん及びりんごについては、需給調整対策の強化を図るとともに、このような取組が行われた場合においても、なお価格が大きく変動した場合に、育成すべき果樹経営者に対する経営安定対策を実施した。

(ウ) 果樹農業の産地体制の再編・強化

- ① 樹園地の特性に応じ、既存の樹体をできるだけ残した園内作業道の整備等園地の効率的な再編・整備を公共・非公共一体となって実施するとともに、機械化体系の導入、省力化栽培、優良品種・品目への転換等を推進した。
- ② 地域の自然条件を活かした品種の導入を図るなど多様な果実の生産・流通を促進するほか、都市・地域住民等との連携促進等による総合的な果樹産地の活性化を引き続き推進するとともに、省力化・軽労化技術を早急に確立するための新技術の組立・実証を推進した。
- ③ 国産果実の品質面での優位性を発揮した品質本位の生産流通体制の確立を図るため、糖度等を非破壊で判別できる光センサー選果機の導入を推進するとともに、果実の内部品質等の情報の消費者・生産者への提供・活用を推進した。
- ④ 国産果実について、内部品質や生産履歴等の商品情報を産地サイドから消費サイドに伝える一方、消費サイドの情報を積極的にフィードバック活用し、国内各産地が連携して戦略的な生産供給体制を確立するため、ITを積極的に活用した情報交流、商取引の環境整備等を行い、多様な流通システムを創出することにより、消費者ニーズに対応した生産・供給とともに流通コストの低減を推進した。

オ かんしょ・ばれいしょ

消費者・実需者ニーズに的確に対応した生産・流通体制を構築し、国産かんしょ・ばれいしょ生産の確保と農家経営の安定を図るため、以下の施策を推進した。

(ア) かんしょ

- ① 需要の拡大に向けた取組を促進するため、シンポジウムやイベント等の開催を通じて、新しい品種や加工食品、かんしょの栄養性・機能性等の普及・啓発を進めたほか、産地協議会の開催を通じて、実需者の意向を的確に把握し、これを踏まえた栽培技術の改善等の取組を推進した。
- ② 低コスト化・省力化を図るため、土地利用の集積等による担い手の規模拡大を進めたほか、高性能収穫機械等の導入による機械化一貫体系の確立を推進した。
- ③ 実需者ニーズに即した加工適性品種の育成・普及を図るため、試験研究機関における加工適性品種の育成・開発を進めたほか、実需者と生産者との連携を図りつつ、栽培技術実証等を行い、産地単位での普及・定着を推進した。

(イ) ばれいしょ

- ① 需要の拡大に向けた取組を促進するため、シンポジウムやイベント等の開催を通じて、新しい品種や加工食品、ばれいしょの栄養性等の普及・啓発を進めたほか、産地協議会の開催を通じて、実需者の意

向を的確に把握し、これらを踏まえた栽培技術の改善、契約栽培の促進等の取組を推進した。

- ② 低コスト化・省力化を図るため、担い手の一層の規模拡大、高性能機械の導入、省力栽培技術の普及・定着を進めたほか、加工食品用を中心としてロットの確保や安定供給のための広域的な出荷・処理加工体制の整備を推進した。
- ③ 実需者ニーズに即した加工適性品種の育成・普及を図るため、試験研究機関における加工適性品種の育成・開発に努めたほか、実需者と生産者の連携を図りつつ、栽培技術実証や加工適正評価を行い、加工適性品種の産地単位での普及・定着を推進した。
- ④ 病虫害防除の徹底を図るため、導入品種や地域における病虫害の発生状況等を踏まえ、実証ほの設置等を通じて対応技術の普及・励行を推進した。
- ⑤ 独立行政法人種苗管理センターにおいて、健全無病な優良種苗（原原種）の生産・配布を行った。

カ 甘味資源作物

甘味資源作物については、「甘味資源特別措置法」に基づく生産振興地域を対象として、省力・低コスト化、生産性及び品質の向上、効率的かつ安定的な経営体の育成等を図るため、客観的なルールに基づく価格対策を講じたほか、次の諸対策を実施した。

（ア） てん菜

省力・低コスト化を可能とする直播栽培技術の確立や高性能農業機械の導入を進めるとともに、高品質安定生産体制を整備するため、①高糖・多収性品種の育成・普及、②土層改良、暗きょ排水等の湿害対策や機械の作業効率改善のための土地基盤整備、③共同利用施設や高性能農業機械の整備等による共同作業体制の整備等を実施した。

（イ） さとうきび

- ① 省力・低コスト生産体制を整備するため、機械化一貫体系の確立に向けたハーベスター等の高性能農業機械や集中脱葉施設等の整備を図るとともに、担い手農家への土地利用集積や農作業受委託の推進に努めた。
- ② 高品質で安定的な生産を可能とするため、優良種苗の生産・普及の加速化・効率化に寄与する新種苗増殖技術による低コスト種苗生産の実用化を図るほか、高糖・多収性品種の育成・普及、畑地かんがい施設等の土地基盤整備に向けた取組を推進した。
- ③ 独立行政法人種苗管理センターにおいて、健全無病な優良種苗（原原種）の生産・配布を行った。

キ 畜産物

基本計画の実現に向け、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」「家畜改良増殖目標」、「飼料増産推進計画」等に即して施策を的確に実施した。

（ア） 牛肉の輸入等需給事情の変化に対処するため、「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、牛肉等の関税収入等を財源とした肉用子牛等対策を引き続き実施した。

- ① 肉用子牛生産の安定を図るための肉用子牛生産者補給交付金等の交付、指定食肉の価格安定を図るための買入れ・調整保管の実施、畜産の振興に資するための指定助成対象事業に対する助成等に充てるための交付金を農畜産業振興事業団に対して交付した。
- ② 肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化その他食肉等に係る畜産の振興に資する施策を実施した。

（イ） 効率的で生産性の高い畜産経営を育成する観点から、経営感覚に優れた意欲ある農業者等の自主的な創意工夫を生かしつつ、地域の特性に即し、生産から流通・消費に至る地域の畜産振興を図るため、以

下をはじめとする「畜産振興総合対策事業」を実施した。

- ① 地域一貫生産体制の確立、酪農・耕種地域における肉専用種繁殖部門の導入、畜産経営自らによる消費者ニーズに対応した畜産物の加工等の着実な推進と併せ、協業による法人の設立から経営安定に向けた指導の強化及び施設の整備等を推進するとともに、協業法人経営体が離農跡地の施設等を整備して元実習生等の新規就農者にリースする事業を推進した。
 - ② 酪農ヘルパー、肉用牛ヘルパー等の支援組織の積極的活用の推進、既存の支援組織の統合により地域全体として効率的な作業受託を行う地域畜産支援センターの設置等に対する体制整備、高度な経営分析に基づく経営管理・生産技術の改善指導等を地域一体となって推進するとともに、消費者の畜産に対する理解を深めるため、教育ファームの実施体制の構築、搾乳作業等の体験学習施設等の整備を推進した。
 - ③ ゆとりある生産性の高い畜産経営を実現するため、飼養管理等生産技術の高度化のためのコンピューター制御機械等のリース方式による導入を促進した。
- (ウ) 学校給食用牛乳の供給を推進するとともに、飲用牛乳等の表示について消費者にとってよりわかりやすいものとするため、商品名での「牛乳」の文言の生乳100%の種類別牛乳及び特別牛乳への限定、飲用牛乳等への生乳の使用割合の表示等、業界団体による表示の見直しの普及、定着を推進した。
- (エ) 独立行政法人家畜改良センターに対して、受精卵移植技術等新技術を活用した家畜等の改良増殖を推進するとともに、畜産新技術の実用化・研修、海外畜産技術協力の推進、飼料作物優良品種種子の安定供給、家畜改良増殖法に基づく種畜検査等を行うため、運営交付金を交付した。
- (オ) 「家畜改良増殖法」等に基づく「家畜及び鶏の改良増殖目標」に即して、能力検定の実施による産肉・泌乳能力等の高い種畜の選抜・利用、導入等を推進するとともに、新たに肉用牛における増体能力や飼料利用性に優れた肉用牛群の整備・改良及び分割卵技術を用いた検定方式の導入、豚における遺伝的能力評価の実施における効率的な改良・選抜・利用を推進した。さらに、搾乳ロボットや家畜個体識別システム、受精卵移植、DNA解析等飼養管理、育種、繁殖に係る新技術の開発・実用化を推進するとともに、新たにDNAマーカーの育種への活用手法の検証や肉用牛肥育における稲発酵粗飼料の利用拡大を推進し、これらを利用することによって地域の畜産生産基盤を強化し地域の個性ある活性化を図った。

ク 茶

需要の動向に応じつつ、計画的生産の推進、品種構成の適性化の推進、基盤整備の推進及び立地条件に即した機械化体系の導入による低コスト化の推進、高性能製茶機械や新技術の導入による高品質安定生産体制の整備や環境負荷軽減対策の推進を図りつつ、現在の作付面積の維持を図った。

ケ 花き

需要と供給が順調に増加してきた花きについて、近年の伸びの鈍化傾向、業務用から生活用への需要のシフト、輸入量の増加等の状況を踏まえ、平成12年に策定された「花き産業振興方針」に即した施策を推進した。

(ア) 多様で個性豊かな花きの開発の推進

産地独自品種の育成や優良種苗の供給体制の整備等により、地域の特性を活かした花きの開発・普及を推進した。

(イ) 生産・流通の合理化の推進

- ① 作業のシステム化・自動化を可能とする施設・機械の導入、集出荷施設の整備、台車流通の推進等により、低コスト、周年供給を推進した。

② バケット低温流通を前提とした大量生産技術や鮮度保持技術、生産流通履歴情報の付加等により、鮮度・日持ち性に優れた生産流通システムの確立を推進した。

(ウ) 生活に密着した花きの需要拡大

潤いと安らぎのある生活の実現のため、花に関する人材育成、技術開発・普及、交流活動等を行うとともに、我が国の園芸技術や花きの文化等の紹介や先進技術の積極的な導入による国際化に対応した花き産業の振興と、花き文化の振興を推進するため、国際園芸博覧会へ政府出展を行った。

コ 飼料作物

生産コストの低減と経営の安定化、家畜排せつ物の草地等への適切な還元による畜産環境問題への対応を図るためには飼料作物の生産が重要であるが、近年飼料作物作付面積が横ばい傾向にあること等から飼料作物生産量は伸び悩んでいる。このため、飼料作物作付面積の拡大に向け、水田における飼料生産を強力に推進する等の以下の施策を実施した。

(ア) 「飼料増産推進計画」の達成に向け、関係者が一体となった飼料増産運動の展開を図るとともに、既耕地等の活用による自給飼料基盤の強化、中山間地域の耕作放棄地等の放牧を主体とした畜産的土地活用、水田における稲発酵粗飼料等の作付拡大、輸入稲わらから国産稲わらへの転換等を推進し、飼料増産のための総合的な条件整備を実施するとともに、単収の向上効果が高く遺伝子組換え体の混入のない国内育成品種の青刈りとうもろこし等の普及、土地利用の高度化等に向けた技術・営農実証等の取組を支援した。

(イ) 飼料基盤に立脚した大家畜経営の安定的発展のため、気候的条件が不利な地域を含めた生産基盤の団地化を図るとともに、不作付け水田等の草地転換の推進、担い手への草地利用の集積を図りつつ、草地等の生産基盤の整備を実施した。

(ウ) 平成13年産は、作付面積が94万ha（対前年比1.5%減）となるとともに、春先の天候不順により単収が減少し、生産量は378万TDNトン（対前年比3.7%減）となっている。近年は畜産農家戸数の減少、畜産農家の高齢化や規模拡大による飼料生産のための労働力不足、単収の伸び悩み等から生産量は横ばい傾向にある。

サ その他地域特産物等

こんにゃく、そば、蕨をはじめとする地域特産物や雑豆等については、省力・低コスト化による高生産性産地の育成や、加工技術の高度化等による付加価値の向上、実需者との連携強化、計画的生産出荷体制の整備、特産ブランド化の推進等を通じて、需要に応じた安定的な生産や輸入品との差別化を図った。さらに、地域の条件を生かした地域特産産地の育成を図るため、必要な情報提供を行う体制を整備した。

5 世界の食料安全保障への貢献

国内農業の構造改革を通じた効率的な食料供給システムの構築と併せて、中長期的には世界の食料需給がひっ迫する懸念があること、特に、我が国と関係の深いアジア地域においては、人口増加や経済発展に伴い食料需給構造が今後大きく変化することが見込まれること等を踏まえ、世界の食料需給の将来にわたる安定に資するよう開発途上国の自給達成に向けた国際協力を推進した。また、WTO農業交渉においては、日本提案に基

づき積極的に推進した。

(1) 国際協力の推進に関する施策

世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における農業及び農村の振興に関する技術協力及び資金協力を推進するとともに、これらの地域に対する食料援助を行うなど、国際協力の推進に努めた。

さらに、ODA（政府開発援助）については、我が国の外交政策や国益に関する重要な政策との連携を図ることが重要である。その一環として、WTO農業交渉等における我が国の主張を開発途上国を中心とした国際社会に浸透させ、我が国に対する理解及び支持の促進に資するとの観点も踏まえつつ効果的・効率的な活用に努めた。

ア 食料・農業分野における技術・資金協力

(ア) 現在我が国の主要被援助国を対象として順次策定が進められている「国別援助計画」を策定する際には、当該国の開発ニーズを総合的に検討する中で、食料・農業分野の国際協力の在り方等についても十分検討した。

(イ) 開発途上国の食料増産等に向けての自助努力を積極的に支援するため、開発途上国からの要請に応じ、JICA（国際協力事業団）を通じて専門家の派遣、機材供与、研修員の受入れ、これらを柔軟に組み合わせる技術協力プロジェクトなど、海外農業開発に関する調査並びに青年海外協力隊の派遣等を行うとともに、民間企業等が行う海外農業開発を促進するための資金の貸付け及び技術指導を促進するほか、専門家の養成・確保を図った。

また、緑資源公団を通じて、JICAが実施する地域農民参加型の村づくりに係る技術協力等に必要な海外農業・農村開発に関する情報の収集・整備を実施した。

(ウ) 開発途上国の農業・農村開発、食料増産等のために、円借款の供与、一般・水産無償資金協力、食糧援助規約に基づく食糧援助（KR）及び食糧増産援助（2KR）を行うほか、FAO（国際連合食糧農業機関）及びWFP（世界食糧計画）等の国際機関を通じた協力を行った。

(エ) アジア地域は、我が国と地理的及び経済的に密接な関係にあること、また、世界の栄養不足人口の2/3程度が同地域に存在していることから、アジア地域の食料需給の安定に資するよう以下の事業等を行った。

① アジア地域の食料安全保障政策の策定に資するため、アセアン諸国を中心に、アジア地域の栄養不足や主要農産物に係る統計情報・利用技術を確立するとともに、アセアン地域の統計情報ネットワークシステムを構築した。

② 東南アジア漁業開発センターが策定する、持続可能な漁業の振興のために取り組むべき東南アジア地域の政策目標の達成に向けた5カ年計画について、同計画実施上の問題点等の技術的検討を行う会合の開催等を支援した。

③ アジアモンスーン地域における水田かんがいの水利用メカニズム等を明らかにし、水田かんがい用水の多様な役割を国際社会に発信するとともに、水田かんがい用水の効率的な水利用の提言を行った。

(オ) FAOに対し準専門家等を引き続き派遣するとともに、CGIAR（国際農業研究協議グループ）傘下の研究機関等との共同研究やアジア生産性機構（APO）が行う農業生産性の向上に関するセミナーの開催等に対する協力を引き続き推進した。

イ 国際的な食料の安定供給の確保に向けた支援策の強化

近年の不安定な国際穀物需給状況の下で、既存の援助スキームでは対応できない大規模な緊急食糧支援ニーズに円滑に対処するため、緊急食糧支援事業により、社団法人国際農業交流・食糧支援基金に緊急支援用として政府保有米を備蓄するとともに、緊急食糧支援の実施に伴う財政負担を平準化するための資金造成を引き続き行った。

(2) WTO農業交渉への取組

農業交渉は、各国がそれぞれの考え方を詳細に説明する期間（第2フェイズ）を経て、平成15年3月末までに交渉の大枠（モダリティ）の確立を目指す段階（第3フェイズ）に至っている。我が国は、農業の多面的機能や世界の様々な農業のスタイルが尊重されるべく、「多様な農業の共存」を基本哲学として市場アクセス・国内支持・輸出規律の3分野間のバランスが重要であり、特に輸出入国韓の権利・義務の不均衡を是正することが不可欠であると主張してきた。さらに、UR合意の実施の検証をしつつ、食料安全保障や環境保護などの非貿易的関心事項を適切に反映した公平・公正な貿易ルールが確立されるべきこと等を主張し、積極的に交渉に取り組んできた。一方、米国やケアンズ諸国等農産物輸出国は急進的な市場開放を主張しており、これに対して、農政改革の継続性や非貿易的関心事項の確保の重要性等を共有する近いEU・韓国等と連携を強化しつつ、また、関係府省とも十分連携を図り、各国へ積極的な働きかけを行った。

また、消費者等からの関心の高まりに対応し、農業交渉に関する情報を積極的に開示するなど、交渉プロセスの透明化を図り、国民的な理解の下での交渉を行った。

Ⅱ 循環型社会の構築に向けた農山漁村の新たな可能性の創出及び農村生活環境の整備

－美しい国づくりに向けた自然と共生する農山漁村環境の創造－

1 多くの国民の願望を実現する「むらづくり」

都市と農山漁村の共生・対流の実現に向けて、「おいしい水」、「きれいな空気」、「美しい自然」、「都市と変わらない生活」、「都市の持つ魅力へのアクセス」（「人・もの・情報が循環する共通社会基盤」（プラットフォーム））を備えた新たなむらづくりを、広域での連携の下で、旧市町村程度のまとまりで推進した。

（１）都市と農山漁村の共生・対流の実現に向けた「人・もの・情報が循環する共通社会基盤（プラットフォーム）」づくり

農山漁村は、食料を安定的に供給するだけではなく、農業生産活動が行われることにより、国土・環境の保全、水源のかん養、国民へのやすらぎの提供等の多面的な機能を発揮している。

しかしながら、近年、農山漁村では過疎化・高齢化が進んでおり、また、生活環境整備の遅れや地域産業の経営の厳しさも相まって、その活力が低下しつつある。その一方で、都市においては、社会の成熟化に伴い、価値観が多様化してきている中で、ゆとりや安らぎを求め農山漁村にＵターン・Ｉターンを希望する住民が増加する等の新たな兆しが出てきている。

このような状況の中で、農山漁村の新たな可能性を切り拓いていくためには、都市と農山漁村が共生・対流する社会を実現することが重要である。このため、「人・もの・情報が循環する共通社会基盤」（プラットフォーム）の整備を図り、都市住民には「きれいな空気」、「美しい自然」を備えた「ふるさと」を提供する一方で、農山漁村の人々には「総合的に見て都市と遜色ない社会基盤の下での生活や仕事」、「都市の持つ魅力へのアクセス」等を提供することを可能にする施策を推進した。

むらづくり維新の推進

「美しい環境に囲まれ、快適に過ごせる社会」、「地方の知恵が活力と豊かさを生み出す社会」を実現するため、市町村のイニシアティブの下、地域住民の参画を得て作成した地域全体の振興計画に沿って、関係府省連携の下推進している農村振興基本計画の活用等を通じ、コア事業となる「むらづくり基盤整備事業」とソフト施策・関連事業を一体的に実施した。

ア 地域全体の振興計画

地域全体の振興計画は、以下のコンセプトに合致したものとした。

- （ア） 日常生活において住民の交流が行われている生活圏（旧市町村程度や小学校区程度の範囲）を基本とし、地域の実情に応じた集落の再編や広域的連携も視野に入れた地域全体の長期的な将来像が示されていること。
- （イ） 社会経済情勢を踏まえ、共通社会基盤（生活基盤、情報化施設、生産基盤等）の整備を計画的・段階的に推進すること。
- （ウ） 市町村のイニシアティブの下、地域住民の参加を得て取りまとめられたむらづくりの具体的方向を集

約したものであること。

イ むらづくり維新プロジェクト

(ア) むらづくり基盤整備事業（コア事業）

地域のニーズに応じて、田園住宅・公園用地、コミュニティ施設、集落道、集落農園、情報基盤、地域資源利活用施設等の整備を選択的かつ総合的に実施するため、

「農村振興総合整備事業（むらづくり基盤型）」と「中山間地域総合整備事業（むらづくり基盤型）」については、ほ場整備等の農業生産基盤と農業集落排水施設、農村公園等の農村生活環境基盤を総合的に整備した。

「むらづくり維新森林・山村・都市共生事業」については、交流基盤、研修施設、自然エネルギー活用施設等を総合的に整備した。

「漁村コミュニティ基盤整備事業」については、生活環境、交流、情報通信等の社会基盤を総合的に整備した。

(イ) ソフト施策

むらづくり維新を計画的かつ円滑に推進していくため、地域全体の振興計画の作成、住民運動、むらづくりのための人材育成、専門的アドバイザーの派遣等の施策を実施した。

(ウ) 関連事業

むらづくり基盤整備事業の実施に併せて、集落排水、農道・林道整備、生産団地整備、グリーン・ツーリズムの推進等の事業を一体的かつ総合的に実施した。

(2) 農業生産基盤の整備と一体的に推進する農村生活環境の整備

多くの国民の願望を実現する「むらづくり」を推進するためには、国土の均衡ある発展やナショナルミニマムの観点から、都市に比べて依然として遅れている社会資本の整備を進めることが急務となっている。このため、農村生活環境の整備を農業生産基盤の整備と一体的に推進した。

(ア) 地域の特性に応じた農村の振興を図るため、複数市町村等を対象とした広範囲な地域において、関係府省との連携の下、地域住民の参画を得て作成した農村振興基本計画等に基づき、農村振興総合整備事業を推進するとともに、これに併せて、住民参加による検討会の開催等の取組を支援する農村振興整備支援事業を実施した。

(イ) 農業用排水の水質保全と併せて農業集落の生活環境の改善を図るため、

- ・農業集落排水施設の整備
 - ・用排水路の分離や排水路の整備
 - ・微生物や水生植物等の自然浄化機能を活用した水質浄化施設等の整備
 - ・琵琶湖等の指定湖沼における水質保全の体制整備を行う水質保全対策
- を推進した。

(ウ) 農業の生産性向上、農産物流通の合理化を図るとともに、農村居住者に日常生活面で利用される等農村環境の整備に資するため、農道の整備を推進した。

(エ) 混住化の進展する地域において、生産基盤の保全を含めた地域の広域的な防災対策を図るため、農地防災、農地保全、農村環境保全対策、農地の保全に係る海岸の整備等の事業を実施した。

- (オ) 農村地域の生活空間の質的向上を図るため、農業水利施設の整備と併せて、農業集落の防火・消流雪、農機具等の洗浄、生態系・水質保全等の地域用水機能の維持・増進に資する施設を整備した。

2 生活環境の整備その他の福祉の向上

災害に対して安全で安心できる地域づくり、生活空間の快適性を向上するためのバリアフリー化の観点も踏まえた基礎的インフラの整備及び複数市町村による公共公益施設の共同整備・共同利用等による地域の存立基盤や生活支持機能の確保に資する地域づくり、また、地域の発意による豊かな自然、歴史、文化など地域固有の資源を活用した魅力や活力ある自立的な地域づくり並びに定住の促進など生活環境の整備、福祉の向上を総合的に実施した。

(1) 交通

農村の生活環境を向上させ、輸送の合理化、参加と連携による地域づくりに寄与し、安心できる暮らしの実現に資するため、市町村道から高規格幹線道路に至る道路ネットワークの整備を推進した。また、安全な生活環境を確保するため、交通安全施設等の整備等による安全な通学路等の道路空間の確保などの交通安全施策を推進した。

また、地域における生活の足の確保に資するバス等の交通体系の形成を図るとともに、効率的な物流ネットワークを構築した。

- (ア) 日常生活の基盤としての市町村道から骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網を適正な道路空間の確保を図りつつ、計画的に整備した。
- (イ) 交通事故の防止を図り、併せて道路交通の円滑化を確保するため、特定交通安全施設等整備事業七箇年計画に基づき、歩道、交差点改良、道路情報提供装置、自動車駐車場等の交通安全施設等の整備を推進した。
- (ウ) 地域連携の強化等により公共・公益施設の共同利用・整備等地域住民の利便性の向上、地域の特色を生かした産業の振興等を複数市町村により形成される圏域において計画的・総合的に推進するための支援を行った。
- (エ) 交流の促進・活性化を推進するため、地形的な制約により相互の交流が遅れている都道府県間、市町村間等を連絡する大規模なトンネルや橋梁の整備を交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業により推進した。
- (オ) 市町村の合併による行政サービスの向上や効率化を支援するため、新市町村内の拠点を連絡する道路等の整備を市町村合併支援道路整備事業により推進した。
- (カ) 踏切における交通渋滞・事故対策、鉄道の高速化を推進し、地域の活性化を図るため、道路管理者と鉄道事業者が一体となり都道府県、市町村と連携して踏切道等総合対策プログラムを策定し、踏切除去や踏切改良等を緊急的かつ重点的に推進した。
- (キ) 生活者の豊かさと活力ある地域づくりを支援するため、地区の関係者が一体となって、面的に質の高い道路整備を行うことにより、道路と沿道の調和が図られた道路整備や、誰もが安全で使いやすい道路整備をくらしの道づくり事業により推進した。

- (ク) 国民のニーズの多様化に対応していない中心市街地は、魅力が感じられないことから集客力が低下し、商店街が不振に陥っているケースが各地で見られており、このような商店街の再活性化を図るため、街並みの快適性の向上やアクセシビリティの確保等にかかる事業に対し、賑わいの道づくり事業による面的で総合的かつ重点的な道路整備を推進した。
- (ケ) 自然環境と調和し、地域の個性ある道路空間の形成を図るには、地域特性に応じた多様な道路整備を推進した。特に、森林等の自然環境が豊かな地域では、周辺の景観や生態系と調和した道づくりや、木材等の地場産品を活用した地域の個性を生かした道づくりが求められているため、道路整備において地域の潜在自然植生を活用した樹木植栽工法による法面緑化や、木材を活用した道路構造物の整備等を木の香る道づくり事業により積極的に推進した。
- (コ) 交通の安全を確保し、併せて心身の健全な発達に資することを目的として、大規模な自転車道のうち整備の必要性の極めて高いものについて、大規模自転車道の整備を推進した。
- (サ) 地域の人々により発案され、道路空間において展開される地域の魅力づくりのための多様な活動を支援するため、歩道、休憩所等の整備を行う地域主体の魅力づくり事業を推進した。
- (シ) 運行に係る欠損補助や車両の購入費補助等地方バス運行の確保を図るとともに、バス車両、営業所、車庫等地方バス施設の整備に対する低利融資を実施した。
- (ス) 地域間の円滑な物流を確保するため、物流の高度化・効率化に資する海上ハイウェイネットワークの構築を、港湾整備事業等により推進した。

特に、陸上輸送半日往復圏人口カバー率の向上を図るため、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの拠点整備を実施した。
- (セ) 社会生活、経済活動が人を中心として一層効果的、効率的に展開されるよう、道路の機能をより高める政策を展開することが求められており、平成10年度を初年度とする新道路整備五箇年計画に基づき、人中心の安全で活力に満ちた社会・経済・生活の実現に向けて「新たな経済構造実現に向けた支援」「活力ある地域づくり・都市づくりの支援」「よりよい生活環境の確保」「安心して住める国土の実現」を4つの主要な課題とし、道路政策を重点的かつ計画的に推進した。

(2) 情報通信

都市と遜色のない高水準の情報の提供により、地域の活性化や地域住民の利便性の向上に資するため、民間主導原則の下、高度な情報通信基盤の整備を推進した。

情報通信技術（IT）革命の進展に対応して、民間事業者等による家庭やオフィスまでの高速大容量の情報通信ネットワークの早期実現にも資するよう、道路、河川等の施設管理用光ファイバー及びその収容空間等の積極的な整備、開放を推進した。

- (ア) 移動通信サービスが使えない状態や民放テレビの難視聴、民放中波ラジオの受信障害の解消を図るための施設・設備及び地域公共ネットワークの整備を行う情報通信格差是正事業等の推進を引き続き行った。
- (イ) ケーブルテレビ、インターネット、コミュニティ放送等の情報通信メディアを用いて地域社会の振興を図るテレピア構想や放送型ケーブルテレビシステムの整備に必要な資金の融資を行うケーブルテレビ普及支援の一環として、農村においても情報通信システムの整備を推進した。

- (ウ) 地方公共団体、農業関係機関等公的機関の情報通信ネットワークを構築するとともに、農村におけるCATV施設等を核とした大容量及び双方向の通信を可能とする情報通信基盤をモデル的に整備した。
- (エ) 大河川氾濫時や土砂災害発生時における人命喪失等重大な被害の発生を回避し、ハード、ソフト両面から水害、土砂災害に対する安全性を高めるため、水門等を遠隔操作するための施設やCCTV（監視カメラ）、浸水センサー、GPSによる斜面監視等の観測・監視装置を整備し、情報の迅速な収集、提供体制の構築を推進した。また、インターネットや携帯電話を活用し、リアルタイムの雨量、河川水位、水防警報等の防災上有用な情報を広く国民に提供した。さらに、河川の流況などのライブ映像を指定公共機関であるNHKに提供することにより災害の情報がTV報道を通じて国民に提供されるよう努めた。

(3) 衛生

- (ア) 下水道未整備地域の生活雑排水及びし尿の合併処理により生活環境悪化の防止を図る「合併処理浄化槽設置整備事業」の推進、生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、市町村が個別の浄化槽の面的整備を行う「特定地域生活排水処理事業」を推進することにより、農村における污水处理施設の整備を図った。
- (イ) 公共下水道及び特定環境保全公共下水道において、複数の下水道施設などを共同化・共通化及び集中監視・制御する等により、効率的な下水道の整備及び管理を引き続き推進した。
- (ウ) 下水道の整備について、第8次下水道整備七箇年計画に基づき、重点項目である普及促進、浸水対策、水質保全・高度処理等を引き続き推進した。特に、整備の著しく遅れている町村下水道の整備等を重点的に実施した。
- (エ) 下水道、農業集落排水施設及び浄化槽について、十分な連携・調整を図りながら、地域の特性等に応じた計画的・効率的な整備を引き続き推進した。
また、農業集落排水施設と下水道の接続による連携についても引き続き行った。
さらに、農村地域における污水处理施設整備を効率的に推進するため、地域の実情に応じて、農業集落排水施設と浄化槽とを一体的に整備できるよう環境省・総務省との連携を図った。
- (オ) 農業集落排水施設整備をより一層促進するため、農業集落排水施設及びこれと併せて整備することが効果的な農業集落道、営農飲雑用水施設等の整備を一体的に実施した。
- (カ) 統合補助金化を一層促進するため、農業集落排水事業において、団体営事業のうち500人以下の事業としていた要件を撤廃し、すべての農業集落排水事業を統合補助金化した。

(4) 教育

農村における適切な教育環境の整備を推進するとともに、文化施設、社会教育施設、社会体育施設等の整備を推進するほか、地域の連携、学校施設の公共利用等による教育施設等の効率的かつ高度な利用を推進するため、地域住民によるスポーツに関する活動を行う拠点となるスポーツ施設を整備する地方公共団体を支援する「社会体育施設整備事業」や地域住民の学習拠点としての機能向上を図るため、社会教育施設の情報化等を促進する「学習拠点施設情報化等推進事業」の推進を通じて、農村における社会教育施設の整備を図った。

(5) 文化

- (ア) 「文化財保護法」に基づき、農村などにおいて生産、生業に用いられてきた農具・衣服等や、生業と結びついて伝承されてきた年中行事や民俗芸能等を重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財に指定するとともに、その調査・記録作成、後継者養成等に対する支援を行った。
- (イ) 「文化財保護法」に基づき、農村に残されている歴史的な集落、町並みを重要伝統的建造物群保存地区に選定するとともに、その保存・活用に対する支援を行った。
- (ウ) 水と土を中心とした農村の地域資源を歴史的・文化的観点から再評価し、地域の特性を生かした伝統的農業施設、美しい農村景観等の保全・復元に配慮した整備（田園空間博物館の整備）等を実施した。
- (エ) 景観形成、伝統文化の継承等住民主体の美しいむらづくりを支援するモデル事業を実施するとともに、農山漁村の伝統文化を生かした活動に寄与した者等への顕彰等を実施した。
- (オ) 特定農山村地域における景観植物の栽培や里山の整備、伝統文化の継承等活性化に向けたソフト活動の計画的な実施に対する支援を行った。
- (カ) 地域の水に係わる自然・歴史・文化の保全、保存、復活に資するため、下水処理水・雨水の利用によるせせらぎの創出等地域特性を生かした下水道整備を図った。
- (キ) 住宅マスタープラン等を活用し、地域の住文化を生かした住宅、景観に配慮した住宅等の供給促進を図ることにより、個性ある豊かな居住環境の整備を推進した。
- (ク) 地域固有の伝統文化の継承、海外との文化交流の促進等半島地域の文化活動の活性化を支援するための事業を行った。

(6) 医療

農村を含めたへき地における医療を確保するため、へき地医療支援機構未設置の都道府県における整備促進を図るとともに、へき地医療拠点病院、へき地診療所、へき地患者輸送車、へき地医療情報システム等の整備やへき地における巡回診療を推進するなど、第9次へき地保健医療計画に基づく広域的なへき地医療対策を着実に推進した。

(7) 住宅・宅地

UJターン、田園居住等による地方定住の促進を図るため、良好な居住空間を確保し、地域の文化、景観を含む地域資源を生かしながら魅力と個性を備えた住宅・宅地の供給促進を図った。

- (ア) 豊かでゆとりある居住を実現するため、良好な居住環境を有する優良田園住宅、特定優良住宅等の供給促進を図った。
- (イ) 高齢化の進展に対応し、バリアフリー化された賃貸住宅等の供給を促進するとともに、住宅施策と福祉施策との連携によるシルバーハウジングや高齢者向け優良賃貸住宅等の供給促進により、高齢者が安心して生活できる居住環境整備を推進した。
- (ウ) 新ふるさとマイホーム推進事業を推進し、良好な居住環境を有する「新しいふるさと」への住み替え等を促進することにより、地域の活性化や健全な発展等に寄与する宅地開発事業の促進を図った。
- (エ) 自然豊かな都市の郊外部において、ゆとりある田園居住を推進するため、都市近郊の集落地域等において営農条件と調和した良好な生活環境の整備を図るとともに、市街地周辺において秩序ある土地利用

のもとに自然景観と調和した居住環境を備えた郊外型住宅地の整備を計画的に推進する田園居住区整備事業を実施した。

- (オ) ほ場整備による優良農地の確保、保全と併せて地域の活性化のため、換地の手法を活用し、公共用地や宅地等地域の多様な土地需要に対応した非農用地を創出するとともに、既存集落と一体的に生活環境を整備することにより、潤いのある田園居住空間を創造した。
- (カ) 農村を含め国民の住生活の質の向上を目指した住宅政策を推進するため、第八期住宅建設五箇年計画に基づき、良質な住宅ストックを形成し、それを適切に維持管理し、市場の中で円滑に流通させることができるよう、住宅市場の環境整備を図るほか、適切な市場の誘導・補完を行い、併せて福祉・医療施設等関連する分野との連携を強化しつつ、「国民の多様なニーズに対応した良質な住宅ストックの整備」「いきいきとした少子・高齢社会を支える居住環境の整備」「都市居住の推進と地域活性化に資する住宅・住環境の整備」「消費者がアクセスしやすい住宅市場の環境整備の推進」を基本課題として位置づけ、計画的に施策を推進した。

(8) 防災

地域の社会経済を支え、安全で安心できる生活の確保を促進するため、治山対策、治水対策、土砂災害対策、代替性を考慮した道路ネットワークの構築、道路防災対策等を推進した。また、除雪等の冬期道路交通の確保等を推進した。さらに、地域の実情に応じて必要な農地防災、農地保全等を推進した。

- (ア) 近年の台風、集中豪雨等に伴い山地災害等が多発する状況に対処し、山腹崩壊、土石流等の山地災害を未然に防止するため、復旧治山、予防治山、防災対策総合治山等の事業の実施を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図った。
- (イ) 高齢者等の災害弱者にとって、被災後の復旧に多大な労力を要する床上浸水被害が慢性的に発生している地域において、概ね5年間で被害の解消を図るべく床上浸水頻発地区緊急解消対策を実施した。
- (ウ) 局地的な水需要や渇水時の取水の安定性を確保するためや、地域的な治水安全度向上のため、地域の小河川における治水・利水対策を目的として生活貯水池の整備を推進した。
- (エ) 自力避難が困難な高齢者等の災害弱者を土砂災害から守るため、老人ホームや病院等の災害弱者関連施設に係る土砂災害危険箇所や高齢化率の高い地域において、土砂災害防止施設の整備を重点的に実施した。
- (オ) 近年激甚な洪水・土砂災害が頻発していることから、被災地域の再度災害を防止するための制度を活用する等、被災地域における洪水・土砂災害の再発を防止する対策を短期集中的に実施した。
- (カ) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(土砂災害防止法)に基づき、基礎調査に対する補助制度により土砂災害警戒区域等の指定等を促進し、既存の諸制度と相まって総合的な土砂災害防止対策の推進を図った。

また、土砂災害による被害の軽減を図るため、地方自治体の防災活動や住民の警戒避難行動等を支援することを目的に、国土交通省の河川局砂防部と気象庁が連携して、土砂災害に関する情報伝達の試行をモデル県において実施した。

- (キ) 地震、豪雨・豪雪等、急峻な地形等、厳しい自然条件の我が国において、道路ネットワークの代替性や高度医療機関へのアクセス等を重視した落石対策等の防災対策及び地震発生時に緊急輸送を確保する

ための緊急輸送道路における震災対策を推進した。

- (ク) 新積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基づき、社会経済活動を支える拠点を結ぶ主要な道路等の除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械整備を推進した。
- (ケ) 平成 14 年 3 月に「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」の一部が改正され、その適用期限が 5 年間延長されたことを受け、災害を受けやすい特殊土地地帯において、治山、治水及び農地改良等の関係公共事業を実施した。
- (コ) 農地等の農業生産基盤に対する災害等の未然防止対策である防災ダム、ため池等の整備、湛水防除、地すべり対策、農地保全整備等の各種事業の実施を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図った。
- (サ) 地域住民に対し農地防災事業の効果等を広く情報提供し、農地防災事業に関する関心・理解を深めるとともに、事業の緊急性・効率性等についての客観的な指標等の導入により事業を重点的・効率的に実施し、地域社会に貢献する広域的な農地防災事業への転換を進めた。
- (シ) 「阪神・淡路大震災等の教訓をいかした安全な社会基盤の形成」「頻発する渇水の解消による安心できる生活の確保」「地域からの要望の強いきれいな水と緑の水辺の創出」「個性豊かな活力ある地域づくりの支援」を基本方針とする第 9 次治水事業七箇年計画や、「安全で災害のない斜面の創造」「緑豊かな斜面空間の創出」を基本方針とする第 4 次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画に基づき、農村を含め安全で豊かな国土づくりを行うための施策を計画的に推進した。
- (ス) 浸水実績図、土砂災害危険区域図の作成及び災害が発生した場合の状況を想定して、避難地、避難路の位置、災害時の心得等を具体的に示したハザードマップの作成を支援し、住民の防災意識の効用と災害への備えの充実を図った。また、水防法に基づく浸水想定区域図を活用した、洪水ハザードマップの作成・普及の促進を図った。

(9) 公園

- (ア) 農村における日常的なレクリエーション活動の場として、農村公園の整備を推進した。また、農村における良好な生活環境の形成、住民の文化、スポーツ面での都市的ニーズへの対応などを目的とした都市公園等の整備を推進した。
- (イ) 個性と活力ある都市、農村づくり等の重点課題に対応した農村等における都市公園等の計画的な整備を推進した。

(10) 福祉

農村における高齢化の進展を踏まえ、訪問介護員の養成、公共施設のバリアフリー化の促進等により、高齢者が安全に安心して活動できる環境整備を実施した。

- (ア) 「今後 5 年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン 21）」に基づき地方公共団体における介護保険事業計画等の状況も踏まえ、要介護高齢者のニーズに応じた良質な介護サービス基盤の計画的な整備を、農村においても進めている。
- (イ) 農村等における訪問介護員の養成に対する支援や、高齢者が安全に安心して活動できるよう、公共施設などのバリアフリー化を推進した。

- (ウ) 高齢者、身体障害者等誰もが安全かつ円滑に通行できる歩行空間を確保するため、幅の広い歩道の整備等により、歩行空間のバリアフリー化を推進した。
- (エ) 歩くことを通じた健康・福祉活動を支援するとともに、魅力ある地域づくりを支援するため、豊かな景観・自然、歴史的・文化的施設等を連絡でき、生活者がゆとりとるおいの実感できる質の高い歩行者空間形成のための道路整備をウォーキング・トレイル事業により推進した。

3 都市と農村の交流等の推進

(1) グリーン・ツーリズム、農業・自然体験学習等を通じた農山漁村の振興

都市住民を中心に国民の間に心のゆとりや安らぎを求める傾向が強まってきている中で、都市と農村の交流を推進することは、都市住民の農業・農村に対する理解を深めるとともに、農村地域の活性化に寄与することから、グリーン・ツーリズムの推進や市民農園整備等の施策を講じた。

また、都市及びその周辺の都市的地域は、新鮮で安全な食料を供給するだけでなく、都市住民が農業に触れ合う機会を提供する役割を有しているため、その振興に資する施策を推進した。

ア グリーン・ツーリズムを中心とした都市農村交流の推進

グリーン・ツーリズム等の推進に当たっては、農村から都市住民に対する情報の発信力を強化するとともに、農村において都市住民を受け入れる体制を整備することが必要である。このため、主として下記の対策を講じた。

- (ア) 農村側の情報発信力の強化を図るため、ワークショップの開催等を通じ、ITを活用した農村から都市への情報発信のノウハウの体系化、マニュアル化を進め、農村から都市への情報発信を担う人材育成を支援した。
- (イ) 都市農村交流スクールによる人材育成等農村の受入体制の整備、文部科学省との連携による子どもたちの農業・農村体験活動を促進した。また、都道府県が実施する農作業体験活動等の指導者育成研修の支援を新たに実施した。
- (ウ) 滞在型市民農園や廃校・廃屋を利用した交流施設を整備するとともに、都市近郊にある「谷津田」とその周辺の地域を都市住民のふれあいの場として活用するため、散策道や休憩所等を整備した。
- (エ) 都市住民等の農作業による健康づくりや高齢者の生きがいづくり、家族がともに土とふれあうこと等、レクリエーションとしての市民農園に対するニーズにこたえるため、「市民農園整備促進法」等の啓発・普及に努めたほか、都市住民が市民農園等を円滑に利用できるよう、市民農園プランの策定、地域の農業者を活用した市民農園インストラクターを養成するとともに、休憩施設等を備えた市民農園を計画的に整備した。

また、構造改革特別区域法において、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例を措置した。

- (オ) 中山間地域等を対象に、都市住民による農業生産活動など地域の活性化に結びつくボランティア活動を促進するため、その推進体制の整備等について支援を行った。
- (カ) 青少年が農業体験を通して環境の保全等について学習する機会の充実を図るための情報提供や、コーディネート等を行う支援センターの設置等の推進体制整備を進めている。